

所得税・個人住民税の定額減税

(1) 対象者は「日本在住で、合計所得金額が1,805万円以下」という者

(2) 定額減税で安くなる**所得税**の額は、次の金額の合計額。

① 本人 3万円

② 同一生計配偶者又は扶養親族(※) 1人につき 3万円 (※)日本の居住者に限る

(3) 定額減税で安くなる**住民税**の額は、次の金額の合計額。

① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族(※) 1人につき 1万円 (※)日本の居住者に限る

(注) 定額減税の合計額の方が大きい場合は本来の所得税や住民税の金額を限度として差し引き計算を行う。

住民税につき、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和7年度分の所得割から1万円を控除する。

(4) **所得税**の定額減税の具体的な実施方法は次の通り

① 役員、正社員、パート、アルバイトなどの給与所得者の場合

(A) 令和6年6月1日以後、最初に支払を受ける給与や賞与(※1)の源泉所得税の金額から、「その役員や従業員が受けることのできる定額減税」の金額を差し引く。

その給与や賞与の源泉所得税の額よりも定額減税の金額の方が大きい場合は、定額減税分として差引く金額が「本来の源泉所得税」の金額を超えないようにする。

(※1) 扶養控除等申告書の提出先である勤め先が支払うものに限る。

(B) 上記(A)で「源泉所得税より定額減税の額が多かった」ので、その時の給与や賞与で考慮できなかった定額減税の額は、以後、令和6年中に支払われる給与や賞与等(※2)の源泉所得税から順次控除していく。 (※2)同年において最後に支払われるものを除く。

(C) 上記(A)及び(B)の計算によって「定額減税が差し引かれた後の所得税」の金額を、その時点の給与や賞与につき「正しい源泉所得税の額」とする。

(D) 令和6年分の年末調整で年税額(その人の年収から計算される所得税)から定額減税の額を差し引く。

(E) 給与等を支払う側の、社員の同一生計配偶者や扶養親族の情報把握対策は今後実施予定。

(F) 定額減税を実施した場合、給与や賞与の明細書に金額を記載すること。

(G) 定額減税を実施した場合、源泉徴収票の摘要欄に金額を記載すること。

(注1) 給与や賞与を受け取る役員や従業員が扶養している同一生計配偶者や扶養親族についての定額減税の金額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者、又は扶養親族で日本の居住者に該当する者だけが対象。

(注2) 上記の計算は、現時点において「源泉徴収をされるべき額」から行う。

(注3) 扶養控除等申告書の記載事項が後から変更になる等の原因で、定額減税の額も変更になる場合には年末調整で調整する。

③ 個人事業主や投資家(配当金や暗号資産等で生活している人)などの「給与所得者ではない人」の場合

- (A) 令和6年分の所得税について発生する予定納税額の第1期分(7月)から、本人の分の定額減税に相当する金額を差し引く。
- (B) 上記(A)で、第1期分の予定納税額から差し引きしきれない部分の定額減税の金額は、第2期分の予定納税額(11月)から差し引く。(注) この差し引きは、現行の納付すべき額から行う。
- (C) 予定納税額の減額の承認の申請を行うことにより、第1期分と第2期分の予定納税額について、同一生計配偶者や扶養親族についての定額減税に相当する金額の控除の適用を受けられることとする。
- (D) 上記(C)の措置を実施することに伴い、令和6年分の第1期分予定納税額の支払期限を令和6年7月31日ではなく、令和6年9月30日とする。
同時に、予定納税額の減額申請の期限を7月15日ではなく7月31日とする。
- (E) 令和6年分の所得税確定申告書で「所得税額」から定額減税の額を控除する。

(5) 住民税の定額減税の具体的な実施方法は次の通り

① 役員、正社員、パート、アルバイトなどの給与所得者で 住民税は特別徴収(給与差し引き)にしているという場合

- (A) 令和6年6月に給与の支払をする際は住民税の特別徴収を行わない。
(つまり、令和6年6月は住民税を給与から差し引かない)
その上で「住民税の定額減税の額」を差し引いた後の個人住民税の額の11分の1の金額を令和6年7月から令和7年5月までの期間、給与の支払をする都度、毎月徴収する。
- (B) 各市町村は、事業主に配布する「特別徴収税額通知(納税義務者用)」には、上記の定額減税を差し引いた金額を記載する。
- (C) 事業主は、令和6年分の給与支払報告書の摘要欄に定額減税等について記載する。

③ 普通徴収にしている給与所得者や、個人事業主や投資家などの給与所得者ではない人の場合

- (A) 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から定額減税の額に相当する金額を差し引く。その差し引き金額は第1期分の住民税納付額を限度とする。
- (B) 定額減税の額に相当する金額のうち、上記で差し引ききれない部分の金額は、第2期分以降の住民税納付額から、順次控除する。
- (C) 各市町村は、各個人へ配布する令和6年度分の「個人住民税の税額決定通知書」には上記の定額減税を差し引いた金額を記載する。

【住民税における主な注意事項より抜粋】

都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の上限額算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、定額減税の額を差し引く前の住民税所得割の額とする。